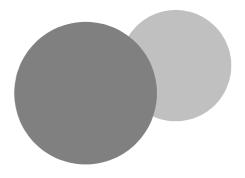
資料編



1 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年月日	事項
平成 25 年 7月 8日	第1回 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議 〇策定スケジュールについて 〇策定支援委託契約の締結について
9月24日	「一宮市子ども・子育て会議条例」制定
10月23日	第2回 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議 〇子ども・子育て会議へ提議する事項について 〇アンケート調査内容について
11月12日 ~11月26日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施
11月20日	平成 25 年度 第 1 回一宮市子ども・子育て会議 〇「子ども・子育て支援事業計画策定基本方針」審議
平成 26 年 2 月 20 日	第3回 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議 〇子ども・子育て会議へ提議する事項について
3月18日	平成 25 年度 第 2 回一宮市子ども・子育て会議 〇「子ども・子育て支援事業計画基本構想」審議 〇アンケート調査結果の報告
6月26日	第4回 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議 〇子ども・子育て会議へ提議する事項について
7月 2日	平成 26 年度 第 1 回一宮市子ども・子育て会議 〇「子ども・子育て支援事業計画 (素案)」審議 〇関係条例 (骨子案) について
8月 8日	平成 26 年度 一宮市次世代育成支援対策地域協議会 ○平成 27 年度以降の次世代育成支援行動計画について
9月24日	子ども・子育て支援新制度関係条例制定 「一宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」 「一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」 「一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
10月 2日	平成 26 年度 一宮市要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議 〇児童虐待対策基本計画について
11月 7日	第5回 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議 〇子ども・子育て会議へ提議する事項について
11月12日	平成 26 年度 第 2 回一宮市子ども・子育て会議 〇「子ども・子育て支援事業計画(素案)」審議
12 月 18 日	子ども・子育て支援法第 61 条第 9 項に基づく愛知県との協議完了
12月15日~ 平成27年 1月15日	市民意見提出制度(パブリック・コメント)実施
平成 27 年 2月 4日	第6回 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議 〇子ども・子育て会議へ提議する事項について
2月16日	平成 26 年度 第 3 回一宮市子ども・子育て会議 〇「子ども・子育て支援事業計画(最終案)」確認

2 一宮市子ども・子育て会議条例及び委員名簿

一宮市子ども・子育て会議条例(平成25年一宮市条例第26号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、一宮市子ども・子育て会議 (以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に揚げる事務を処理する。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 子ども・子育て支援に係る当事者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (一宮市保育審議会の設置に関する条例の廃止)
- 2 一宮市保育審議会の設置に関する条例(平成7年一宮市条例第20号)は、廃止する。
 - (一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。 以下省略

一宮市子ども・子育て会議委員名簿(平成25年度・平成26年度)

任期 平成 25 年 11 月 1 日~平成 27 年 10 月 31 日

- A	ζП	u⊹h	rr &	世期 平成 25 年 11 月 1 日~	
区分	役	職	氏 名	所属等	委員在任期間
	委	員	尾関 宗夫	一宮市議会議員	~平成26・5・31
▏弗 号関係 ▍市議会議員	5.1分ぼ床		服部 修寛	一宮市議会議員	平成26・6・ 1~
	委	員	平松 邦江	一宮市議会議員	
┃ ┃第2号関係	会	長	佐々木 直	修文大学・修文大学短期大学部 学長	
学識経験を			真野 幸雄	元 一宮市市民福祉部長	
有する者	副会長		秋田 房子	元 中部大学教授	
	委	員	平岩 久直	小中学校教諭代表	
	_	_	戸田 早苗	小中学校保護者代表	~平成26・5・31
	委	員	佐分 洋子	小中学校保護者代表	平成26・6・ 1~
	委	員	尾中 法	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部支部長	
# 0 B B F	_	0	植田 亜弓	幼稚園保護者代表	~平成26・5・31
第3号関係 子ども・子	委	員	野村 寛子	幼稚園保護者代表	平成26・6・ 1~
育て支援に 係る当事者	_	0	飯田 豊弘	民間保育協会会長	~平成26・5・31
	委	員	佐藤 勝洋	民間保育協会会長	平成26・6・ 1~
		0	大和田 真由美	公立保育園保護者代表	~平成26・5・31
	委	員	尾崎 雪子	公立保育園保護者代表	平成26・6・ 1~
	_	_	木村 真理	私立保育園保護者代表	~平成26・5・31
	委	員	小川 悦子	私立保育園保護者代表	平成26・6・ 1~
	委 員	_	坂上 團治郎	民生児童委員連絡協議会会長	~平成26・1・5
		貝	櫻井 征夫	民生児童委員連絡協議会会長	平成26・1・6~
ほか、市長		員	橋本 和子	主任児童委員部会長	~平成26・1・ 5
	委		小川 典子	主任児童委員部会長	平成26・1・6~
			亀垣 千里	主任児童委員部会長	平成27・1・ 4 平成27・1・ 5~
↓か必要と認 ■める者	が必要と認 める者			愛知県一宮児童相談センター長	~平成26・5・31
	委員		中村 卓美	愛知県一宮児童相談センター長	平成26・6・1~
		므	長野 久美子		1 75,25 0 1
	委	員	攻卦	一宮市福祉こども部部長	

(敬称略)

3 一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第61条の規定による、子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定について、庁内の連携により推進するため、子ども・子育て支援事業計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所 掌)

- 第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)事業計画の策定に関すること。
 - (2) 事業計画に関連する事項についての情報共有に関すること。
 - (3) その他策定会議の目的を達するために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 策定会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 策定会議の会長は、福祉こども部長をもって充てる。
- 3 会長に事故ある場合は、福祉こども部次長を職務代理者とする。
- 4 幹事は、策定会議の所掌事項を整理するものとする。
- 5 策定会議の目的を円滑に達成するため、策定会議のもとに作業部会を設置することとし、その構成は 別表2に掲げるものとする。
- 6 作業部会の座長は、福祉こども部子育て支援課長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 策定会議は、会長が招集するものとする。
- 2 作業部会は、座長が招集するものとする。
- 3 策定会議及び作業部会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 策定会議の庶務は、福祉こども部子育て支援課が担当するものとする。

(保護者等の参画)

第6条 事業計画の策定に当たっては、法第77条の規定により設置する「子ども・子育て会議」又はこれに類する合議制の組織において、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者や学識経験者等の意見を聴かなければならない。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6月 4日から施行し、平成 27 年3月31日限り、その効力を失う。 附 則

この要綱は、平成26年 7月14日から施行する。

別表1

子ども・子育て支援事業計画策定会議委員	備考
福祉こども部長	会 長
福祉こども部次長	職務代理者
福祉こども部子育て支援課長	幹事
福祉こども部保育課長	幹事
福祉こども部青少年育成課長	
市民健康部健康づくり課長	
教育文化部総務課長	

別表 2

作業部会構成員	備考
福祉こども部子育て支援課長	座長
福祉こども部子育て支援課実務担当者	
福祉こども部保育課実務担当者	
福祉こども部青少年育成課実務担当者	
市民健康部健康づくり課実務担当者	
教育文化部総務課実務担当者	

4 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第61条の規定により策定した一宮市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)に掲げる事業について、庁内の連携により推進するため、子ども・子育て支援事業推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。(所 堂)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 事業計画に掲げる事業の連携による推進に関すること。
 - (2) 事業計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を行うこと。
 - (3) 事業計画の変更に関すること。
 - (4) その他推進会議の目的を達するために必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 推進会議の会長は、福祉こども部長をもって充てる。
- 3 会長に事故ある場合は、福祉こども部次長を職務代理者とする。
- 4 幹事は、推進会議の所掌事項を整理するものとする。
- 5 推進会議は、必要に応じて、部会及び作業部会を設置することができる。 (会議)
- 第4条 推進会議は、会長が招集するものとする。
- 2 推進会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、福祉こども部子育て支援課が担当するものとする。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表

子ども・子育て支援事業推進会議委員	備 考
福祉こども部長	会 長
福祉こども部次長	職務代理者
福祉こども部子育て支援課長	幹事
福祉こども部保育課長	幹事
福祉こども部青少年育成課長	
市民健康部健康づくり課長	
教育文化部総務課長	

一宮市子ども・子育て支援事業計画

発 行 年 月 平成 27 年 3 月

発 行 一宮市

編 集 福祉こども部子育て支援課

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-28-9022 FAX 0586-73-9123